

# 会計ビッグバンと21世紀の会計

小栗 崇資

(日本福祉大学)

## 1 はじめに

21世紀の日本経済について筆者の専門分野である会計の領域から見ると、まず何よりも「会計ビッグバン」をどう評価し、それに対応すべきかという問題が解明されなければならない。「会計ビッグバン」は「金融ビッグバン」になぞらえて会計の世界でも大きな変化が進むことを意味する言葉である。「会計ビッグバン」は、「企業財務の2000年問題」という、2000年3月期から始まる日本の会計基準の一連の抜本的変化をさし示し、総体として日本の企業会計制度が大きな転換点に差し掛かっていることを表わしている。現局面では戦後の経済改革の中で生まれた証券取引法にもとづく会計制度の大きな変化となって現れているが、それにとどまらず商法や法人税法にもとづく会計制度全体にまで変化の波は及ぼうとしている。そうした21世紀の初頭における企業会計制度の全面的転換を「会計ビッグバン」と呼ぶのである。

「会計ビッグバン」は日本の経済システム総体の変化と関連して生じていることに注意しなければならない。特に「会計ビッグバン」は「金融ビッグバン」の一環として、それに連動して進められているといえる。すなわち「会計ビッグバン」とは、「金融ビッグバン」推進のためのインフラとしての会計制度の拡充・整備であると規定することができる。「会計ビッグバン」においては、行政主導の規制主義から市場中心の開示主義への転換と、国内基準からグローバルスタンダードへの転換とが一体となって進行し

ている。「会計ビッグバン」では従来の会計制度が前提としていた枠組みや会計方法が根本的に転換されようとしており、「会計ビッグバン」の及ぶ範囲は広く深い。本稿では、その全体像を俯瞰しつつ「会計ビッグバン」の評価を通じて21世紀の会計の課題について考えてみたい。

## 2 会計ビッグバンの概要

会計ビッグバンではどのような会計制度の転換が予定されているのであろうか。表1は改訂ないしは新設される新しい会計基準の実施一覧である。このように2000年3月期から次々と新たな会計基準の適用がなされるのであるが、会計の世界では戦後改革に匹敵するほどの大きな転換である。日本の企業経営に与える影響という観点から見ると、連結財務諸表制度の改訂、金融商品への時価会計の導入、企業年金会計の導入の3つの影響が特に大きいと考えられる。この3つは、単独会社の個別財務諸表を中心に、取得原価主義にもとづき、企業年金のような資産・負債をオフバランス(簿外)項目として扱ってきたこれまでの会計制度のあり方を抜本的に転換するものである。

それではこの3つの会計基準の概要について具体的にみてみよう。

### <連結会計の全面改訂>

日本の連結会計制度は、子会社を利用した粉飾事件への対策から1977年に制度化されたが、今日まであくまでも個別が主で連結が従の位置づけとされてきた。今回の改訂では連結が主で

表1 会計基準の改訂・導入スケジュール

会計基準	概要	実施年度
連結会計制度の改訂	連結中心のディスクロージャー 連結範囲の改訂	2000年3月期
連結キャッシュフロー 計算書の作成基準	連結キャッシュフロー計算書の作成	2000年3月期
中間連結財務諸表の 作成基準	中間連結財務諸表の作成	2001年3月期
研究開発費に係わる 会計基準	研究開発費の発生時費用処理	2000年3月期
退職給付に係わる会計 基準	退職給付債務の開示	2001年3月期
金融商品に係わる会計 基準	金融商品への時価評価適用 持ち合い株式への時価評価適用	2001年3月期 2002年3月期

表2 連結会計の主な変更点

主要点	従来	改訂後
情報の内容 子会社の範囲 関連会社の範囲 子会社評価 連結提供回数 資金収支に関する 情報	個別情報中心 持株基準 (50%超) 持株基準 (20~50%) 簿価評価資本連結法 年1回 資金収支表 (個別ベース)	連結情報中心 支配力基準 影響力基準 時価評価資本連結法 年2回 連結キャッシュフロー計算書

個別が従と位置づけが逆転し、はじめて連結中心のディスクロージャーが実施されることとなった(表2参照)。これまで『有価証券報告書』では会社の概況、事業の概況、営業の状況、設備の状況、経理の状況はいずれも親会社個別に関する報告であったが、2000年3月期からはすべて企業グループに関する報告へと転換される。連結中心のディスクロージャーはそれだけにとどまらず、新たに連結キャッシュフロー計算書が義務づけられ、さらに2001年3月期からは中間連結財務諸表の作成が強制されることになる。連結財務諸表を中心に企業グループに関するディスクロージャーが一挙に拡大されるのである。ディスクロージャーの量的側面だけでなく、連結の質的側面でも改訂がなされている。

主要な改訂の1つ目は、連結範囲規定における従来の持株基準から支配力基準・影響力基準への転換である。企業グループは親会社と子会

社・関連会社から構成されるが、そのうち連結決算の対象となる企業の確定が連結範囲規定である。持株基準とは、親会社の子会社・関連会社に対する議決権株式の保有比率によって連結範囲を確定しようとする方法である。持株基準においては子会社は50%超(過半数)の持株によって、関連会社は20%から50%の持株によって確定される。そして子会社には連結会計が、関連会社には連結会計と同じ効果をもつ持分法が適用される。従来の制度の欠陥は持株基準の盲点を悪用した連結は必ずしや持分法は必ずしが横行した点にある。多くの金融機関や企業が子会社の持株比率を下げて連結からは必ずし、そこに損失を移転して親会社本体の損失を隠そうとしたことが今日では明らかとなっている(『ウェッジ』1999年3月号)。例えばゼネコンが100%子会社を20%未満まで持株比率を下げて連結からも持分法からも必ずして損失を隠したいいくつかの

表3 金融商品の時価評価方法

金融資産の種類	評価方法	評価損益計上
売買目的の有価証券 特定金銭信託・ファンドトラスト デリバティブ	時価評価	損益計算書・貸借対照表に計上
その他有価証券（持ち合い株式） 子会社・関係会社株式	時価評価 原価評価	貸借対照表の資本の部に計上 計上せず
満期保有の債券	原価評価	計上せず

例などはその典型である。

支配力基準・影響力基準は形式的な持株比率ではなく、実質的な支配の存在によって連結範囲を確定しようとする方法である。支配とは、ある会社の財務および営業または事業の方針を決定する意思決定機関（株主総会その他これに順ずる機関）を支配することを意味している。企業が過半数の株式を保有していなくても、支配力や影響力の存在が確認されれば、出資比率に関係なく子会社・関連会社として連結や持分法が適用されるのである。

持株基準は形式的な基準にとどまりがちであったことと比較すれば、支配力基準・影響力基準は実質的な基準として従来の連結はずしや持分法はずしをかなりの程度、防止することができると考えられる。支配力基準・影響力基準が導入されれば持株比率を下げた連結から逃れようとするこれまでの手口が通用しないことは明白であろう。支配力基準・影響力基準は従来の連結会計の問題点を大きく改善することができるのである。

主要な改訂の2つ目は、資本連結手続における簿価評価資本連結法から時価評価資本連結法への転換という点にある。これまでは子会社の支配獲得時に子会社の資本勘定を簿価のまま評価し、親会社の投資勘定との間に生じる投資消去差額の原因分析を個別の会社の恣意的な判断にゆだねてきた。そこには子会社ののれん価値だけでなく資産の含み価値や土地の含み益のような多様な要素が混入しており、その判断に

よっては投資消去差額の償却額が異なることで連結損益の大小に大きな影響を与えてきたのである。投資消去差額問題は従来の連結会計のアキレス腱であった。今回、採用された時価評価資本連結法は簿価評価資本連結法のこうした問題を解決するものと考えられる。時価評価によって資産の評価益部分とのれん部分とを区別することができるからである。理論的には時価評価資本連結法によって生じる投資消去差額はのれんとして処理可能となるのである。

#### <時価会計の導入>

2000年3月期が改訂連結会計の適用だとすれば、2001年3月期から導入されるのが、金融商品の時価会計である。金融商品とは売買目的の有価証券（株式や債券等）や特定金銭信託、デリバティブなどを指すが、いずれも他の資産（棚卸資産や固定資産）とは異なって利益創出のために時価の変動をねらって保有される資産である。これまで企業会計においては取得原価会計が行われてきた。取得時点や取引時点での価格を帳簿価格として、それをベースに行う会計である。取得原価会計は、継続的な企業における投下資本回収計算として機能し、簿記手続との整合性や取引時の証拠書類による客観性なども有する会計方法であり、今日もその有効性は失われていない。しかし、金融商品のような時価変動をねらいとする資産については取得原価会計は有効ではないことから、国際的に時価会計の導入が図られてきたのである。

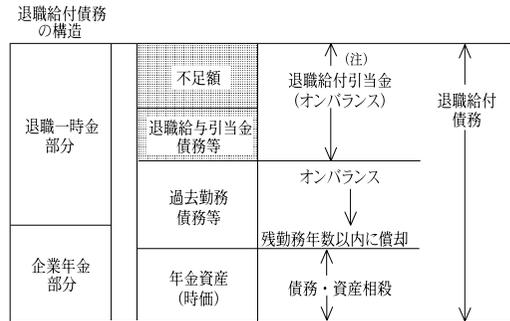
表3にあるように売買目的の有価証券や特定金銭信託・ファンドトラストのような売買・運用目的の金融資産やデリバティブ取引のような時価変動を想定した金融資産は、いずれも時価で評価され損益計算書と貸借対照表の双方に評価益が計上される。しかもそうした評価益は配当可能利益として決算上処理されることになり、企業経営にとって大きな影響を与えるものとなる。さらに今回の時価会計導入で問題となるのが、その他有価証券である。その他有価証券も時価評価されるが、売買目的の有価証券と違って、損益計算書には評価益は計上されず、貸借対照表の資本の部の剰余金に入れられることになる。この場合の評価益は配当可能利益となることはないが、資本の部の金額を増減させ自己資本比率を変動させることから、企業の財務内容に影響をもたらす結果となる。その他有価証券には持ち合い株式が入ることから、持ち合い株式を多く保有する6大企業集団参加企業にとっては、財務管理が大きな経営問題となるのである。

### < 企業年金会計の導入 >

同じく2001年3月期から導入されるのが企業年金会計（退職給付会計）である。これまでは退職一時金については退職引当金として引当処理（内部積立）され、企業年金については毎期所定の掛金が金融機関や保険会社に費用処理（外部積立）されてきた。会計制度上はばらばらな処理がなされ、全体として従業員の退職にたいしてどの程度の負担が必要かは明らかにされてこなかった。企業は資金を設備投資などに優先的に振り向けるばかりで、退職金や年金の支払い原資の積立は低水準にとどまっているのが実態である。そうした退職給付を統一した見積もり方法にもとづき計算し、その積立不足額を会計上、負債として開示しようというのが今回の企業年金会計の目的である。

図1にあるように、将来の退職給付見込額を割引率で割り引いた退職給付債務（現在価値）

図1 退職給付債務の開示



(注) 適用初年度の不足額は15年以内で均等償却（オフバランス）可。  
(出所) 野村証券金融研究所。

から時価評価した年金資産と年金加入時までの過去勤務債務を差し引いたものが不足額となる。さらに退職一時金のための退職給与引当金があればそれを差し引いたのが最終的な不足額となるのである。その不足額は退職給付引当金として貸借対照表に負債として計上されなければならない。日本の会計制度においてはこのような負債は認識されてこなかったといってよい。退職給与引当金も目的限定で蓄積されるのではなく、留保資金として企業経営に流用されてきたのが実態である。右肩上がり時代の時代にはこうした問題は隠れていたが、経営の行き詰まりの中で一挙に露呈したといってよい。今回の企業年金会計の導入は、オフバランス（簿外）であった従業員に対する負債（積立不足）がはじめてオンバランス（貸借対照表に計上）されることとなるのである。

### 3 会計ビッグバンの影響

以上、会計ビッグバンにおける主要な会計基準の改訂および導入について概要を見てきたが、いずれもこれまでの日本の会計制度の考えからすれば、抜本的な改変であることが分かる。日本の制度改革は従来は漸進主義的なものであったことと比べれば、今回のこの会計制度改革はその枠を超えるようなドラスティックな改革であるといわねばならない。それでは、こう

した会計制度改変の影響はどのようなものとなるであろうか。今回の改変が漸進主義的改革の範囲を越えた根本的な改革の様相を呈しているだけに、日本の企業経営にもたらされるその影響・インパクトには多大なものがあると言わねばならない。全体を通じていえることは、今回の会計のビッグバンは日本の経済・経営システムの土台を揺るがしその変容を推し進めるものであるということである。

#### <連結会計制度改訂のインパクト>

連結会計制度改訂は基本的に見れば、今回の改訂は日本の企業グループ経営が抱えていた負の遺産が明るみに出ることとなり、企業グループのあり方に大きな変化をもたらすと考えられる。

第1には、親会社中心主義からの転換が進むであろう。これまで子会社・関連会社は親会社にとって、経営の調節弁でありリスクのバッファ装置であった。あくまでも親会社の経営が第一であり、親会社本体の経営からはずれた事業やリスクを抱えた事業は子会社・関連会社に移管された。人事面でも終身雇用制や年功序列は子会社・関連会社への出向や移籍等による受け皿によって補完されていたと言ってもよい。一番の問題は親会社本体の業績を粉飾するために子会社・関連会社に押し込み販売をしたり、赤字を移転したりする会計操作の存在である。山一証券や日本債権銀行等の破綻した金融機関はほとんどといっていいくらい、「飛ばし」によって関連会社に膨大な損失を移転する操作をしていたことが今日では明らかとなっている。今回の改訂はこうした親会社本体を中心としたグループ経営の仕組みへの変革を迫るものとなっている。表4は親会社個別が黒字で連結は赤字の企業であるが、こうした企業が2000年3月期以降、厳しい評価にさらされグループ経営の転換を迫られるのは言うまでもない。親会社中心のマネジメントから子会社・関連会社全体のマネジメントの良否が問われるような企業グ

表4 単独・連結赤字の企業

(億円)			
順位	社名	連結純益	単独純益
①	東京三菱銀行	▲868	453
②	ダイエー	▲412	10
③	三井不動産	▲357	63
④	マイカル	▲355	110
⑤	伊藤忠商事	▲340	21
⑥	三洋電機	▲258	38
⑦	東急不動産	▲225	11
⑧	CSK	▲173	45
⑨	昭和電工	▲151	27
⑩	コマツ	▲123	21

(注) 1999年3月期決算によるデータ。

(出所) 『週刊東洋経済』1999年7月3日号。

ループ経営への転換となるのである。しかし何よりの問題はグループ全体を対象にしたリストラがこれを契機に激しく進むという点であろう。これまでは親会社の余剰人員の受け皿としてグループ会社が利用されてきたが、今年に入り、NECやソニー、三菱電機などがグループの人員を各一万数千人ずつ減らすことを発表しており、従業員ごと事業部門やグループ会社を売却する動きが加速している(『朝日新聞』1999年4月22日)。

第2に、そうした変化は親子会社の実態的關係にも大きな影響が生じるものとなるであろう。これまでの日本の企業グループの特徴は、100%所有子会社の割合が低いという点である。反対に欧米(特にアメリカ)の企業グループにおいては100%所有子会社が多いことが指摘されている。欧米においては、株式分散が企業買収や経営への他企業の介入を招くことや、企業グループ全体の戦略的意思決定を阻害することから子会社を100%所有会社にすることが従来から行われてきた。それと比べれば日本においては、企業買収の風土もなく、企業グループ全体の意思決定を重視する経営スタイルも確立されてこなかったことから、子会社を100%保有にする必然性は働かなかったと言えよう。逆に、企

業グループ(親子会社関係)にも6大企業集団型の株式相互持ち合いが持ち込まれ、例えばトヨタグループのように中核企業同士が株式を持ち合って持株比率からすれば子会社ではなく関連会社となっている例などが多く見られるのである。また子会社を株式上場させる例なども多く、子会社の戦略的経営管理よりも子会社株式を利用した錬金術的な財テクが横行してきたのが日本の実態である(『日本経済新聞』1999年7月14日)。しかし、そうした親子会社関係も大きく変化せざるをえない。現在、多くの企業グループでグループの再編が始まっているが、いずれも子会社への持株比率を高め100%所有子会社への方向を強めつつある。親会社中心の寄り合所帯的なグループ経営から欧米的な戦略的意思決定型の一体的なグループ経営への転換が図られようとしているのである。

第3に、第1と第2とも関連するが、長期的には6大企業集団から企業グループへの重心移動が進むと考えられる。6大企業集団と企業グループは企業の集団といっても本来、別種のものである。6大企業集団はメインバンク制をベースに株式の相互持ち合いや社長会によって結びついた主要産業の水平的集団であるのに対し、企業グループは持株を中心とする支配によって形成された親会社・子会社・関連会社の垂直的集団である。しかし6大企業集団と企業グループは実際は重層的複合的關係にある。例えば企業グループの子会社まで企業集団の株式持ち合いに参加しているし、企業グループの子会社・関連会社の株式所有まで企業集団の他の企業が関わる事例が多いからである。そうした複合的關係の中であえて言えば、これまでは主要企業の経営の力点は6大企業集団への参加(相互依存)から生じるメリットの享受にあったと言ってよい。しかしそうした日本的な6大企業集団を基軸とした経営に綻びが生じ始めている。バブル崩壊後、株価が低迷する中で、持ち合い株式を放出する企業が増え、徐々に持ち合い比率が低下してきている。さらに時価会計が

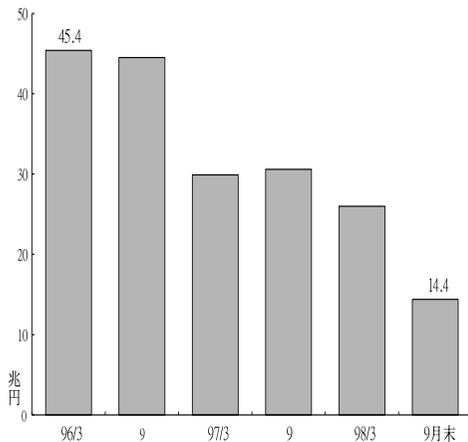
導入されれば、持ち合い株式まで時価評価がなされることになり、企業は不安定な経営にさらされることが予想される。その結果、企業は持ち合い株式を減じ、逆に子会社・関連会社株式を増加させていくことになるであろう。メインバンク制の見直しや資金調達構造の変化も絡んで、長期的に見れば6大企業集団は解体へと向かうと考えられる。そこには金融資本と産業資本との支配権争いも生じ、経済権力の再編も問題となるであろう。さくら銀行と住友銀行の合併に見られるような支配的な企業集団の再編もすでに始まっている。このように、これまでのような日本経済における企業集団の求心力が衰えていくことは間違いのないことである。したがってますます企業集団を基軸とした経営から企業グループを中心にした経営へと重点移動が進むものと考えられるのである。

#### <時価会計導入のインパクト>

時価会計の導入は何よりも日本の企業経営の慣行となっていた含み経営を一掃するインパクトを与えるであろう。これまでは有価証券や土地の含み益を前提に資金調達や財テクが行われてきた。右肩上がりの経済においては含み価値のある資産を保有することが企業成長の秘訣であった。含み価値のある資産としての有価証券や土地が多くの場合、政治における裏金作りや賄賂にも使われるほどに、含み価値資産は日本社会における錬金術の材料であったといえる。しかし、バブル経済崩壊後、一転して多くの含み益は含み損へと転換した。特にこの間の不況においては図のように有価証券の含み益は一挙に縮小しており、その縮小は背後に存在する膨大な含み損によってもたらされたと考えられる。

今回の時価会計の導入はこうした含み損益がディスクローズされることになる。問題の焦点は、やはり持ち合い株式の時価評価であろう。図2のように有価証券の含み益がなお多く存在し今後も景気の変動の中で増減するとすれば、その企業経営に与える衝撃は計り知れないもの

図2 上場企業の有価証券含み益



(注) 銀行・証券・保険を除く。3月本決算、1716社ベース  
(出所) 『日本経済新聞』1999年1月22日付。

がある。その一部は売買目的の有価証券の評価益として利益処分されるであろうし、残りの多くは持ち合い株式の評価益として利益処分はされないものの、貸借対照表上の資本の部に大きな影響を与えることになる。持ち合い株式の存在は、毎年のように、企業の財務内容を管理不能の状態に陥れる可能性を孕んでいるのである。その影響をもっとも受けるのが銀行である。大手銀行にとってBIS規制における自己資本比率の達成は生命線であるが、時価会計の導入は株価次第で自己資本比率が上下するリスクをもたらすことになる。「いずれ取引先の株は持てなくなるかもしれない。住友グループの株すら例外ではない」と住友銀行首脳がもらしたとされるが、銀行、企業双方において持ち合い株式はこれまでの優位点から企業経営上の大きなリスクへと変貌せざるをえない(『日本経済新聞』1999年1月22日)。株式持ち合いの解消は長期的にみれば進まざるをえないであろう。

また先に述べたように、含み損をこれまでのように子会社・関連会社へ移転することも不可能となる。時価会計は連結をベースに企業グループ全体にわたって適用されるからである。

### <年金会計のインパクト>

年金会計の導入も日本の企業経営に与える大きなインパクトをもっている。2001年3月期に問題となるのは、これまで隠れていた膨大な積立不足が一挙に明らかになるという点である。アメリカ会計基準で連結決算をすでに実施している日本企業23社の98年度の年金・退職金の積立不足を表5に示したが、その合計額は1兆3千億円強にも達している。前年度よりも積立不足が23%増加しているのは、割引率を4%台から3%台に下げたからである。予想給付債務は、将来の積立額をもとに割引率という一定の利回りで現在価値を割り出す形で決定される。以前は5.5%という割引率が設定されていたが、現実的ではなく、金利情勢を勘案して引き下げられてきた。割引率の低下は積立不足を増加させる関係となる。アメリカ会計基準で運用してきた比較的先進的な企業でもこのような巨額の不足額が出るのが現実である。野村総合研究所によれば、金融業を除く東証1・2部上場企業の積立不足額は98年11月時点で27兆円にものぼると推計されている。またゴールドマン・サックス証券の推計によれば、積立不足額は日本企業全体で50~60兆円にものぼるという(『日本経済新聞』1999年7月26日)。こうした積立不足額が2001年3月期から企業の負債としてディスクローズされるのである。開示初年度の不足額は15年以内の均等償却が認められるので一挙にオンバランスされるわけではないが、国際的に見れば退職給付に関する財務状況が企業の信用力にも大きな影響を与えており、日本企業の状況にも厳しい評価が加えられようとしている。また多くの企業にとって積立不足の解消は企業収益にも大きな影響を与える過大な負担となっている。問題は、企業の側の退職給付への対応の遅れを棚上げして、給付条件を切り下げたり、給付削減となる確定拠出型のいわゆる401K年金への転換を図ったりというような改悪がなされることである。日本では従業員が年金・退職金を受け取る権利はアメリカのように法律で明確に規定

表5 米国会計基準23社の98年度金積み立て状況

	予測給付 債務 (A)	制度資産 (B)	引当金計 上額 (C)	積み立て 不足
東芝	16,931 (17)	7,750 (14)	6,922 (27)	2,259 (0)
三菱電	14,597 (22)	5,638 (7)	7,326 (34)	1,633 (26)
本田技	13,289 (18)	7,202 (12)	2,274 (32)	3,813 (23)
NEC	11,078 (16)	6,652 (8)	3,410 (39)	1,016 (13)
ソニー	6,558 (17)	4,296 (47)	1,291 (▲31)	971 (17)
キャノン	4,911 (24)	2,707 (13)	1,328 (50)	876 (27)
三洋電	3,931 (3)	2,234 (8)	1,284 (▲3)	413 (2)
クボタ	3,685 (10)	1,716 (6)	1,390 (16)	579 (7)
富士写	3,584 (23)	2,003 (18)	984 (15)	597 (66)
リコー	3,125 (10)	2,137 (6)	823 (39)	165 (▲31)
伊藤忠	2,767 (22)	1,574 (0)	1,120 (85)	73 (▲5)
丸紅	2,109 (6)	1,169 (3)	908 (13)	32 (▲20)
TDK	2,083 (16)	1,138 (5)	738 (36)	207 (23)
三井物	1,865 (13)	889 (7)	1,247 (12)	★271 (▲7)
オムロン	1,805 (17)	979 (5)	401 (61)	425 (15)
イトヨーカ	1,717 (7)	1,494 (10)	90 (▲6)	133 (▲5)
京セラ	1,646 (21)	855 (6)	412 (61)	379 (25)
コマツ	1,261 (0)	603 (11)	786 (▲2)	★128 (58)
パイオニア	1,144 (4)	787 (4)	282 (41)	75 (▲46)
村田製	1,008 (29)	443 (8)	383 (62)	182 (32)
日本ハム	772 (15)	340 (7)	394 (25)	38 (▲3)
ワコー	406 (15)	241 (12)	117 (16)	48 (30)
マキタ	348 (7)	226 (8)	85 (5)	37 (3)
23社合計	100,620 (20)	53,073 (16)	33,995 (25)	13,554 (23)

(注) 単位は億円、カッコ内は前年度比増減率、▲は減少

キャノンは98年12月期、イトヨーカは99年2月期、それ以外は99年3月期。

積み立て不足は(A)から(B)と(C)の合計を差し引いた額。★は積み立て超過。

(出所) 『日本経済新聞』1999年7月15日付。

されていない。給付額の削減が不足解消の近道であることから、労働省のアンケートでは3割以上の企業が将来の給付削減を検討しているという。企業年金会計の導入は企業に退職給付への準備を促す一方、給付条件の改悪をも結果としてもたらすことになるのである。

#### < 中小企業への影響 >

これまで見てきた一連の会計基準の改訂や導入は、直接の対象が証券取引法適用会社である

公開会社に限定されるのであるが、影響はそれにとどまらず、広範な中小企業にも及ぶものと考えられる。例えば連結会計制度改訂によるグループ経営の再編は、子会社・関連会社の整理やグループ全体のリストラに伴って下請け中小企業の再編や切り捨てとなって現れるであろう。また時価会計導入や企業年金会計導入を1つの契機とする日本的経営システムや日本の雇用システムの変容は、日本的企業社会を構成する部分である中小企業においても早晩、何らかの制

表6 主要な会計基準の整備状況の比較

項 目		日 本	米 国	国際会計基準 (IAS)
連結情報	・実質支配力基準による連結範囲	◎	○ (検討中)	○
	・セグメント情報の開示	○	○	○
	・中間連結財務諸表の開示	◎	○4半期の開示	○4半期も可
	・キャッシュ・フロー計算書の開示	◎	○	○
	・在外子会社の財務諸表の期末換算	○	○	○
金融取引	・時価評価の導入	◎ (一部資本計上)	○ (一部資本計上)	○ (一部資本計上)
	・ヘッジ会計の導入	◎ (繰延ヘッジ)	○ (時価ヘッジ)	○ (時価ヘッジ)
	・資産流動化の会計処理	◎	○	○
	・債権の減損 (貸倒引当) 基準	◎	○	○
	・時価情報の注記	○	○	○
年金会計	・発生給付評価法式の採用	◎	○	○
	・年金資産の時価評価	◎	○	○
	・年金債務・資産の注記	◎	○	○
研究開発費の費用処理		◎	○	○
リース会計の導入		○ (注記も可)	○	○
希薄化情報の処理		○	○	○

(注) 日本の◎は、1996年以降、改訂または整備された会計基準である。

(出所) 大西又裕『会計制度改革のすべて』日本経済新聞社、1998年。

度変更や経営スタイルの変化となって現れるといえよう。

さらに予想されるのは、今回の証券取引法会計の改変が商法会計にまで及ぶ場合、ストレートに中小企業の会計方法の変更となって現れるという点である。時価会計はすでに商法会計に導入する方向で検討されているが、欧米の会社法の動向から見て、連結会計制度も商法会計に導入される可能性が高いと考えられる。時価会計や連結会計が導入されれば、やはり経営者の恣意的なグループ経営や損益操作が明らかになり、中小企業経営における資金調達や税務にも大きな影響が出るものと考えられる。

またこうした会計制度の改変の中で中小企業にたいしても全体としてディスクロージャーへの要請が高まることが予想される。従来はあまり論議の対象とならずに蔭に隠れた存在であった会計についても、今後の中小企業経営においては使いこなし方の適否が問われることになる

であろう。ディスクロージャーへの対応も含めて中小企業において会計への積極的取り組みが今後、求められるのである。

#### 4 会計ビッグバンの背景とねらい

##### <会計ビッグバンのねらい>

それでは企業会計制度の大幅な改訂がなされるねらいは何であろうか。何故、従来の漸進主義的改革を越えるようなドラスティックな改革となったのであろうか。

会計ビッグバンのねらいは冒頭に述べたように金融ビッグバンのインフラとしての会計制度の拡充・整備にある。金融ビッグバンはグローバルな金融・資本市場を形成するために各国ごとの規制を緩和し、自由で公正な市場の確立によって市場の競争原理にすべてをゆだねようという世界資本主義の再編政策である。アメリカを中心とした国際資本の圧力のもとにこうした政策が進むのは、国内の資本にとってもグロー

バリゼーションが無視できない段階に達し国際的な金融・資本市場との連携が不可欠となってきたからに他ならない。金融ビッグバンのもとにグローバルな市場が形成されるためには、投資対象となる企業や金融商品に関する情報が国際的に比較可能でなければならず、ディスクロージャーや会計手続の面で枠組みや方法が統一されていなければならない。金融ビッグバンの成否の鍵の1つはインフラとしての国際的な会計制度の形成にかかっているといっても過言ではない。

したがって会計ビッグバンはグローバルな資本主義形成のために国際的圧力のもとに、国内の軋轢を無視して進められる上からの「改革」であるといえる。しかも会計ビッグバンにおいては、先に延べた会計基準の改訂や新設がすべてグローバルスタンダードとしての国際会計基準の導入という実質をもっていることが大きな特徴である。表6は日本とアメリカの会計基準および国際会計基準を比較したものであるが、日本の会計基準のほとんどが1996年以降、国際会計基準と同じ内容に転換させられてきたことがわかる。新しい会計基準の実施によって2000年3月期から日本の会計制度がグローバルスタンダード（国際会計基準）へと一変するといっても間違いではない。これだけの短期間に従来の会計基準が一新されるのは戦後改革に匹敵する「大改革」であるといわねばならない。

しかし、国際会計基準を作成した国際会計基準委員会（IASB）は本来的には英米の職業会計士を中心とした民間団体的性格の色濃い国際組織である。国際会計基準委員会が長年にわたって検討してきた国際会計基準はあえていえばデファクト・スタンダード（事実上の国際基準）の1つであるに過ぎない。何故、デファクト・スタンダードであった国際会計基準がグローバルスタンダードとなったのであろう。

国際会計基準を各国のグローバルスタンダードへと押し上げたのは、証券監督者国際機構（IOSCO）の力である。会計ビッグバンの影の

仕掛人はこのIOSCOであるといってもよい。IOSCOの前身は1974年に設立されたアメリカSECを中心とする米州証券監督協議会であるが、1986年にイギリス、フランス等が参加したことを契機に証券監督者国際機構（IOSCO）に改名された。IOSCOは各国の証券市場監督機関から構成され、1998年現在では159機関が加入する証券規制の国際組織となっている。多国籍企業の多国間公募・多国間上場がブームとなるような資本市場の国際化の中で、各国の証券規制当局の相互依存関係、相互協調関係の強化が余儀なくされ、証券制度の国際的調和化が重要課題となったことから、多くの国の規制当局がIOSCOに参加することとなった。日本の大蔵省も1988年に加入している。

このIOSCOがグローバルな資本市場形成に不可欠のインフラとして国際的な会計基準の必要性を認識し、すでに先行していた国際会計基準（IAS）を活用する形でグローバルスタンダードの形成を進めてきたのである。IOSCOは1993年、国際会計基準委員会（IASB）にコアとなるスタンダードのリストを送付しIASBとの間での調整を開始している。承認・受け入れが可能な国際会計基準もあれば、改訂が必要な基準も存在するが、IOSCOによる国際会計基準の基本的支持によって、各国における国際会計基準の導入に拍車がかかったのは確かである。IOSCOの決定は各国に強制されてはいないが、グローバルスタンダード導入はIOSCOの理事国でもある日本にとって無視しがたい圧力となっているといわねばならない。

グローバル資本主義のインフラ整備とそのためグローバルスタンダード形成を担うのがIOSCOであり、直接的にはその圧力のもとに日本の会計ビッグバンが進められたといってもよい。

#### <会計ビッグバンの評価をめぐって>

会計ビッグバンは、すでに見たように会計制度の面では戦後改革に匹敵する上からの「大改革」であるとともに、国内基準からグローバル

スタンダードへの転換を図るものである。これまでの日本の会計制度は企業の実態を十分に開示しない旧態依然とした状況にあった。それどころか企業の側の自由裁量の余地も多く、法人税法も含めて、企業の資本蓄積を促進するような大企業優遇の会計制度であった。様々な批判の中で徐々に改善はされてきたが、決して十分なものであったとは言い難い。今回の会計ビッグバンは、そうした日本の会計制度の問題の一端を解決しうるものであるという点では「積極的改革」であるといってもよい。またグローバル化の進展は資本主義の進化としては必然であり、それに対応したインフラやグローバルスタンダードも国際的規制という観点からみれば重要であるといわねばならない。

しかし今回の会計ビッグバンは上からの「改革」であるにすぎず、グローバルスタンダード化についても内容の吟味が必要である。

例えば、会計ビッグバンにおける会計基準の改革の一方で、個別財務諸表開示の簡素化・解消を含めてわが国の有価証券報告書制度の特質の解体が図られつつあるという点である。わが国の有価証券報告書は現代の新たなディスクロージャーの展開には遅れをとっているとしても、文書・数量情報や付属明細表情報の面では世界に類例を見ないほどに詳細な報告書である。これは戦後の経済民主化の貴重な遺産の1つであると言ってよい。会社の概況、事業の概況、営業の状況、設備の状況のような企業の実態を表す文字情報や数量情報は、財務情報の背景を分析するうえで非常に価値ある詳細な情報である。また経理の状況における付属明細表は財務諸表のデータをより詳細に示す情報であり、注記中心のアメリカの財務報告と比較しても何倍もの量を誇るものである。特に原価明細表は他国にはない貴重な情報であり、わが国の有価証券報告書の重要な特質であると言ってよい。連結中心のディスクロージャーへと転換することと引き換えにこうした詳細な情報がなし崩しに簡素化されたり削除されたりすることが懸念さ

れる。また個別の情報が簡素化されることも大きな問題となる。というのは日本の企業集団はアメリカのように親子会社が100%保有によって一体化したグループでなく、親会社と子会社・関連会社の関係は前述のように複雑である。複雑な企業集団関係を分析するには、親会社はもちろんのこと主要な子会社についての情報も必要となる。連結と個別の情報を照らし合わせてはじめて日本の企業集団の実態が明らかとなるのである。こうした点を無視してアメリカのようなほとんど連結情報だけというようなディスクロージャーへ転換することは、実際には情報の量と質を低下させることにつながりかねないのである。

グローバルスタンダード化といっても、各国が形成してきた会計規制の財産を掘り崩すことは大きな問題である。グローバルスタンダード化は国際的に統一すべき共通の方法を定めるにすぎず、それに付加するそれぞれの国の規制をなくすことまで意味するわけではない。現段階のグローバルスタンダードはミニマムな規制にとどまっており、グローバルな資本主義を国際的に規制するためのありうべき会計規制からすれば低水準にあるといわねばならない。グローバルスタンダードをより規制力の強い、真の意味で公正な会計基準にしていくことが求められている。そのためには日本の会計基準の誇るべき蓄積について明らかにし、グローバルスタンダードのレベルアップのために寄与すべきであろう。

今回の会計ビッグバンは、日本的経済システムを支えた日本的会計規制に大きな改変をもたらすものとなった。これまでの会計規制は、金融資本による間接金融と企業の系列主義・集団主義を前提にした政府主導による資本蓄積促進・自主的経理容認型のものであった。これからの会計規制は政府主導タイプから市場主導タイプへの転換となるであろう。しかも国内市場ではなく多国籍企業中心のグローバルな世界市場とその統括下にある国際機関が主導する会計

規制へと転換するのである。21世紀初頭はグローバルな資本市場を形成し、それを安定化・活性化させるために国際会計基準の拡大・強化が中心的に進められるであろう。国際会計基準の拡大は各国の会計基準との摩擦を引き起こし、それぞれの基準との調整を必至とする複雑な過程となる。日本においてはこれまでの日本的システムとの葛藤の中で、なおいくたの変遷を経て会計制度の改変が進むことであろう。われわれに求められているのは、こうした方向を受け入れた上でどのようなグローバルな会計規制を行うべきかについて構想を示し、上からの「改革」に甘んじることなく批判的検討を進めていくことであろう。21世紀の会計のデザインはどのような経済構造を形成すべきかという難問を

抱えながら、すでに半ばに差し掛かっているのである。

<参考文献>

- 伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門(第二版)』日本経済新聞社、1998年。  
伊藤邦雄・上村達男編著『金融ビッグバン 会計と法』中央社1998年。  
大西又裕『会計制度改革のすべて』日本経済新聞社、1998年。  
小栗崇資「連結会計と配当可能利益計算」醍醐聡編著『連結会計 体系と実態』同文館、1995年。  
小栗崇資「日本の会計基準の枠組みと特徴」森川八洲男編著『会計基準の国際的調和化』白桃書房、1998年。  
小栗崇資「連結中心体制の課題と構造」『会計理論学会年報』第13号、1999年。  
藤野哲也『グローバル化の進展と連結経営』文真堂、1998年。